

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	残留熱除去海水系の格納容器雰囲気モニタ系冷却器の冷却水出口弁の点検において、制御用空気減圧弁用小型圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	
2	2号機	中央操作室タービン制御盤に設置されている主タービングランドシール蒸気圧力計の指示値と現場設置の圧力計の指示値に相異があるため、当該圧力計（計2台）を点検・調整	D	
3	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）の軸シール水ストレーナ（計2台）用差圧計に指示値不良が認められたため、当該差圧計を交換	D	
4	3号機	炉心スプレイ系（B）ポンプ室のストームドレン中間溜め枡の排水ポンプ制御用レベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・調整	D	
5	3号機	高感度排ガス放射線モニタ監視装置として、中央操作室に設置されているパソコンの画面に指示値不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
6	6号機	タービン建屋大物搬入口ジブクレーン及び開口部ジブクレーンにおいて、荷重試験を1年に1回実施すべきところ、2年に1回のみしか実績がないことが認められたため、対応検討	As	7月30日再審議にてグレード変更 A → As
7	その他	海生物処理設備の処理用水ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
8	その他	海生物処理設備の汚泥返送ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、軸受ハウジング部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
9	その他	不適合報告書の内、不適合管理委員会において、「グレード（D）では正処置及び水平展開が不要」と判断された不適合事象の完了報告に際して、当該不適合事象の処理実施箇所にて原因を究明し、対策を実施した旨の内容が記載され報告されたにも関わらず、不適合管理委員会での再審議による完了確認を省略し、同委員会の事務局において報告内容を確認したのみで、「完了済み」として登録・管理していたことが、JNESによる安全管理審査において、「気付き事項」として指摘されたため、対応検討	C	
10	その他	大型機器点検建屋の照明灯取替作業において、水銀灯を取替える為自動昇降機を降下させた際、水銀灯に当該建屋の光電式火災報知器の検出器が反応し、火災報知器に誤報が発生したため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで